

事業実施の根拠となる法令等	
表示	説明
職務	法律等により、事業の実施が職務づけられている事業(事業を実施するか否かについて市の裁量の余地がない事業)
国規定	国の法律等で事業の実施について推奨・規定されている事業
県規定	県の条例等で事業の実施について推奨・規定されている事業
市規定	市の条例等で事業の実施について規定されている事業
なし	根拠法令等なし

事務事業の概要				評価結果	
根拠法令	実施方法	関与必要性	事業種別	施策貢献度	今後の方向性
職務	直	⑦維持確保	サービス	S	拡大
国規定	国一部	⑥権利保護	維持管理	B	現状維持
県規定	県一部	⑤支援安全	内部管理	C	縮小
市規定	地方債	④福祉増進	施設整備	A	拡大
なし	その他	③個性魅力	サービス	B	縮小
なし	単費	②特定サ	サービス	A	現状維持
なし	単費	①該当なし	サービス	B	現状維持

施策貢献度	
事務事業の実績が施策目的に対してどの程度貢献したか	
表示	説明
S	施策実現への貢献度が非常に高い(施策を実現するために必要不可欠な事業)
A	施策実現への貢献度が高い(施策を実現するために必要不可欠とはいえないものの、あるべき事業)
B	施策実現への貢献度がやや低い(なくても施策を実現することは可能ではあるが、施策を推進する上であった方が望ましい事業)
C	施策実現への貢献度が低い(施策を実現するために附属的に位置付けられている事業)

今後の方向性	
表示	
現状維持	
拡大	
縮小	
終了・廃止	

事務事業評価結果、施策貢献度、歳出抑制の議論などを踏まえ、今後の方向性を判断

事業実施の財源	
表示	説明
国県全額	国庫・県で全額財政負担
国一部	国の財政支援あり
県一部	県の財政支援あり
地方債	地方債
その他	その他の機関の財政支援あり
単費	市単費
単費・地方債	市単費と地方債

事業種別	
表示	説明
サービス	市民等サービス
維持管理	施設等維持管理
内部管理	内部管理
施設整備	施設等整備

事業の実施方法	
表示	説明
直	直営
委	委託
指	指定管理者制度
扶	扶助費
補	補助金
負	負担金
他	その他

4 事務事業の概要と評価結果について

5項目により事務事業の性質等を明確にし、事務事業毎の今後の方向性を判断

市の関与の必要性		行政と民間の活動領域(参考)	
表示	説明		
⑦ 生活維持確保	次のいずれかに該当する事務事業 ・受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ事務事業 ・市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 ・市民の生命・財産・権利を守るため、または市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業		
⑥ 生命財産権利保護	次のいずれかに該当する事務事業 ・社会的・経済的弱者を対象に生活の安全網(セーフティネット)を整備する事務事業		
⑤ 生活支援安全網	次のいずれかに該当する事務事業 ・市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、又は事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではそのすべてを負担できず、これを補完する事務事業 ・民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業 ・市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業		
④ 民間補完福祉増進	次のいずれかに該当する事務事業 ・市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、又は事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではそのすべてを負担できず、これを補完する事務事業 ・民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業 ・市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業		
③ 個性魅力	・市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業		
② 特定サービス	・特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業		
① 該当なし	・上記のいずれにも該当しない事務事業		